

## 近世初期大名の農政と地域社会：細川小倉藩の場合

高野， 信治  
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1547111>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要．49， pp.1-38， 2006-03-30．九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門  
バージョン：  
権利関係：



# 近世初期大名の農政と地域社会

— 細川小倉藩の場合 —

高野信治

はじめに

筆者はこれまでいわゆる旧族居付の大名領（藩領）である鍋島佐賀藩・宗対馬藩を中心に考察を重ねてきた<sup>(1)</sup>。近世大名にとっての政治的課題は様々なものが想定できようが、私自身の問題関心の一つは、大名がいわゆる幕藩関係と地域社会の両様を見据えながら志向する領内支配の視座とでもいうべきものである。それは幕府との政治的緊張関係を強いられながら領国運営をいかに行おうとしていたのか、このように換言もできる。かかる問題について第一は家臣団をめぐり、第二は大名領・藩の性格をめぐり、それぞれの視野から地域社会との関係性を検討してきた。

このような問題設定は筆者の独自のものではなく、戦後の近世史、就中、藩政史研究の分野で試みられてきたものである。<sup>(2)</sup>近年は大名領・藩の性格をめぐり、藩領内外の様々な社会集団や諸権力との関係性に注目した研究も展開しており啓発されるところ大であるが、<sup>(3)</sup>共同研究における各論者の関心は多様でそれをイメージ豊かな像として描くには、各分野における精緻な分析とともに近世の政治や社会、またその変化に関するさらなる総合的視野も要

求されよう。

筆者自身は先述したように旧族藩をみてきたが、総合的視野の獲得のためにはこれらと性格の相違する大名領・藩領研究の必要性も痛感している。その一つは入封大名の領内支配の問題である。これをめぐる問題群を思いつまままに列挙すれば、①大名にとつて在地の状況が十分に把握できない新領支配を、幕藩関係など大名がおかれた政治的環境を考慮しつつ展開するなかで前大名の施策をいかに継承ないし止揚するのか、②権力はその基盤、とくに生産基盤（換言すれば年貢などの徴収基盤）をいかなる社会階層におこうとするのか、③これにともなう階層の差異化（差別政策）がどのように具体化されるのか、④商品生産やその流通、それにともなう階層の分化など社会の動きにいかに対応するのか、その際、階層の差異化（差別政策）はどのように変化するのかなど、検討すべき課題は多いと思われる。このような問題群について個別の検討はなされてきたが、長い時間軸のなかで総合的視野による解析は未だ十分ではないように思われる。<sup>(4)</sup>

このたび筆者は福岡県京都郡勝山町史編纂事業にかかわり、小倉藩領の史料を不十分ながらみる機会を得た。小倉藩については細川・小笠原の各大名領時代ともに先学の成果があるが、指摘した問題は小倉藩研究についてもいえるようである。そこで筆者は自身の問題関心を「農政」という視点に収斂させて、細川小倉藩時代から小笠原小倉藩を通して検証してみたい。ここでいう農政とは字義通りの農業ないしその経営政策などよりいささか広い意味合いで考えており、検地などの土地政策や徴収制度・知行制問題などはもとより社会政策的要素（人口統制・差別・福祉・褒賞など）なども想定している。

近世領主が社会政策的視野も含め地域社会の有り様を視野に入れつついかなる農政を展開していたのか、本稿で細川小倉藩<sup>(6)</sup>について検討したい。なお分析対象地域は京都郡域（とくに勝山町域。なお二〇〇六年三月二〇日の合併によりみやこ町勝山）を中心とする。

## 第一節 農政機構の整備

### (1) 細川氏入封

慶長五年の関ヶ原合戦後、豊前の毛利勝信が除封となり、筑前に転封となった黒田氏領分とともに、細川忠興に当該地域を与えられ、同年一二月、丹波国（本拠宮津）から黒田氏本拠中津城に入封した。その内訳について忠興は「我々事豊前一国、豊後にて拾壹万石拝領せしめ候」と記しているが、徳川家康の「御書出」や具体的な村付を示した明細はなかった。<sup>(8)</sup>したがって、慶長五年の細川氏領成立時に京都郡がそれに含まれていたかを確実な史料で検証することはできないが、「豊前一国」を与えられたとされ、元和三年に徳川秀忠が全国大名に下賜した領地判物でも、細川氏は「豊前一国一円並豊後国の内国東郡・速見郡の内、所々都合三拾万石 目録在別紙事」と領地高を定められた際「豊前一円」とあることより確実といえる。なお慶長五年拝領時の豊後一萬石は、松井康之宛行の杵築（木付、国東郡）領や木下延俊宛行の速見郡領などを含むが、これらをあわせた慶長五年段階での拝領石高については、「忠興君豊前一国と豊後の内速見国東両郡を添、三十四万石余御拝領」あるいは「忠興君豊前一国と豊後之内国東郡を添三十万石御拝領」などと記す記録もあり必ずしも明確ではないようである。忠興は翌慶長六年には領内検地を実施し、内検高三九万九千石余を算出したが、うち、九万石余は無役で、三〇石の軍役高という。<sup>(12)</sup>慶長七年には普請が終わった毛利勝信旧城の小倉城に入り、中津城は三男忠利が与えられた。

近世初期大名はしばしば有力家臣による支城駐屯制をとったが細川氏も例外ではなく、豊前地域では藩主居城となった小倉のほか中津・宇佐郡龍王（忠興弟幸隆在城、慶長一二年長岡主膳などを経てのち長岡重政預け）・田川那岩石（長岡忠直、のち的場甚右衛門・市野熊之助在番）・下毛郡一戸（忠興従兄弟荒川輝宗在城）・田川郡香春（忠興弟長岡孝之在城）・企救郡門司（長岡延元在城）、また豊後地域では国東郡高田（譜代重臣長岡立行在城）・速

見郡木付（杵築・筆頭重臣松井康之在城）におかれた。<sup>(13)</sup>これらは細川氏近縁者や重臣に預けられたが、藩主居城小倉を含め地理的には細川小倉藩領の周縁部にあたり、豊前国内で築城・上毛両郡とともに設置をみない京都郡はこれら支城群の内縁部にあたる。これら支城が持った機能については、対外的軍事面からの配慮というよりも領国内支配の確立・強化、具体的には走り百姓の防止などをめざすものという見解がある。<sup>(14)</sup>そのような観点からみた場合、京都郡も中津や香春・岩石の各支城の影響下にあったとみることもできよう。なお元和元年に幕府は諸大名へ一國一城令を出し居城以外の端城破却を命じたが、細川氏は本拠小倉のほか中津の存続が認められ、同六年忠興が隠居して中津へ移り家督相続した忠利が小倉城に入っている。

## (2) 郡方組織

慶長七年一二月、領内の郡奉行が決められ、京都（都）郡は上毛郡とともに長岡肥後守（宗信）とされた。<sup>(15)</sup>この人物は田川郡若石城預かりの人持衆（陪臣を抱えるような大身）である。

この時郡奉行が「郡内に外聞且ハしまり方かたくく<sup>(16)</sup>に人柄能者を見立<sup>(17)</sup>て、「郡中の委細をききたて聞届け」るため、「在中に銘々家来をか、へ置<sup>(18)</sup>くことがなされ、支城主クラスが就いた。そしてその権限としては、「在々者共」も支配・監督、蔵入地の代官・給人の監督、荒地の毛付、知行地の調整、井手・堤・永荒・新開の見立て、犯罪者の成敗、失人の仕立て、<sup>(17)</sup>請取の郡の絵図作成、風俗の取締まりなど広範なものであり、郡奉行には郡域統治について相当に広範な裁量権が認められていたと評価されている。<sup>(18)</sup>ただ長岡が京都郡と上毛郡、また松井康之（年寄衆）も中津郡と速見郡木付（杵築）廻というように、比較的遠距離の郡奉行兼職となっており、いささか形式的役割の性格も看取されるが、郡奉行のもとには郡域の地方行政を担当する実務役人が所属し惣庄屋（後述）が組織されていたとすれば、<sup>(19)</sup>現実的な支配業務は遂行できたであろう。ちなみにこのほかの郡奉行は、規矩・田川二郡兼職

で魚住市正・中嶋左近、下毛郡が加々山隼人（興良）、宇佐郡が長岡武蔵守（立行）、国東・速見二郡兼職で魚住加賀守・杉生左兵衛の二名、という具合である。

しかし、農政を主業務とする郡奉行の職制が考慮されたためか、郡奉行は支城主クラスの比較的上層の家臣から、漸次、中層家臣が就任するようになった。実務型の家臣就任ということであろう。

そもそも細川氏家臣は元和元年の「豊前小倉御侍帳」<sup>(20)</sup>によれば、知行取六五七人、切米取五四〇人、扶持取八五人の計一二八二人である。このうち知行取の石高は二九万七九六石だが、そのなかで一〇〇〇石取以上は二八人（四・二百）に過ぎず、二〇〇石取が一五五人（三三・六百）、一五〇石取一二三人（二八・七百）、一〇〇石取一〇五人（一六百）の三階層で五八・三百を占める。このほか隠居していた中津の細川忠興家臣一三七人、四万二〇七五石があった。

元和元年では郡方機構の中核を担う郡奉行の多くはこれらの石高階層（二〇〇〜一〇〇石）で家格は留守居・馬廻組で占められていた。<sup>(21)</sup>京都・仲津二郡および築城・下毛二郡が組み合わされて二人奉行であるが、規矩・田川・下毛・宇佐・国見の各郡は単独で二人奉行、また速見郡は一人奉行である。<sup>(22)</sup>京都・仲津郡奉行は切米二〇〇石の松本彦之進および一五〇石の蓑田甚之允でともに留守居組所属である。なおこの段階の郡奉行は蔵入地の免決定の権限を持っていたようである。<sup>(23)</sup>

ところで寛永五年段階の郡方関係の役職を元和一〇年の役職と対応しながら並べれば次のようである。<sup>(24)</sup>なおカツコ内が元和一〇年の対応役職である。

惣奉行（同）・町奉行（同）・郡奉行（同）・代官（同）・塩代官・郡横目山奉行（拾郡之横目・拾郡之山奉行）・漆奉行（漆洪奉行）・油蠟燭奉行（同）・炭薪奉行（同）・材木奉行（同）・古木竹葭繩葛奉行（同）・杣奉行（同）・浦奉行（同）・金山奉行（同）・蘭田奉行

拾郡之横目と拾郡之山奉行の統合、漆洪奉行の名称変更、塩代官・蘭田奉行の新設など多少の展開はみられるが、すでに元和一〇年頃までには郡方組織がかなり整備されていたことがわかり、これらの組織は惣奉行が統括した。なお「仲津郡竹切奉行」が「日用」（日庸）者を過怠として召し使うとの記事があり、在地に対する権限行使可能な郡方役職が上記以外にも、「検地奉行」<sup>(26)</sup>「下毛郡麦代官」<sup>(27)</sup>など想定できる。

さらに、漆・油蠟燭・炭薪の各奉行については領内生産に対する責任者か、買い付け担当責任者か判然としないが、寛永五年に新たにみえる蘭田奉行については、この時期蘭草生産が行われていたことを示すものである。ちなみに菜種・蠟燭は近世中期には栽培<sup>(28)</sup>されている。

ところで上記一覽や竹切奉行・麦奉行の事例からも推断できようが、この時期の郡方役職は郡単位が基本のよう  
で、代官についても寛永元年「江良半右衛門・岡嶋二兵衛事、（29）築（築城カ）・都（京都）・上毛御代官被仰付候間、明日よりも早々御代官所へ参候へと、被申候事」との記事によれば、築城・京都・上毛三郡の代官に江良・岡嶋の二名が任命されている。なお岡嶋二兵衛は寛永七年一二月に牧五介・清成作介・小田村與三右衛門とともに規矩郡の代官だったことがわかり、(30)家臣が郡単位に設置の代官職を兼任、また転任していたこと、また郡単位に複数の代官が任命されていたことがうかがえる。さらにこの代官には「番」として数名の組付家臣が従ったようで、例えば寛永七年の田川郡代官松岡七左衛門には、黒部吉兵衛組家臣二名、井門重元組家臣三名の計五名が付けられている。(31)

最後に手永・惣庄屋制の成立についてみておこう。各郡には十数か村を単位とする行政区画が設定され手永と呼ばれた。手永は本来は郷と呼ばれていた地域呼称で、細川氏が入封以後、このような名称を与えたと『企救郡誌』（上巻）などで指摘される。その統括者は惣庄屋（のち大庄屋）、各手永には藩から手代が派遣された。各村には庄屋がおかれた。なお手永・惣庄屋の名称は、慶長八年に「松原作右衛門、麻生惣庄屋役御免にて蟄居仰せ渡され、跡は禪源寺手永に成る」（『豊前国宇佐郡四日市村年代記』）、また同内容の記事が「松原の作右衛門休役蟄居、惣庄

屋麻生禪源寺手永に成る」(『禪源寺年代記』)とあり、細川氏入封の早い時期より、手永・惣庄屋制度が一部採用されていたことがうかがえる。もともと惣庄屋は細川氏入国以前にすでに豊後国の一部でみられたといい、また、慶長一六年の『小倉藩人畜改帳』には、豊後国湯布院・横灘と木付(杵築)廻の松井康之の預り地の幕府領、松井康之の知行地、蔵入地、萩原兼従(細川忠興の甥)の知行地に「捌(さばき)」がみられる<sup>(32)</sup>。この捌は郷に相当するものであろうが郡方支配機構未確立の時期の在方支配の構造とされ、捌が手永に名称を変えるのは慶長末期から元和初期との見方もあり、手永・惣庄屋制度が細川領内に定着し出すのがこの時期とみられよう。ただ後述のように元和段階でも惣庄屋がない手永もみられ、手永・惣庄屋制の確立までには少し時間がかかったようである。

## 第二節 人畜改帳からみた村

### (一) 検地と人畜改

大名にとって領内の耕作地の状況や生産性の掌握は経済基盤の確立の上で重要なことである。そのため土地政策の基本が検地といわれるもので、農民の保有する田畑・屋敷地の面積・石高を調査し、村高・村境を決定するいは土地調査である。俗に竿入、竿打、縄入、縄打などといった。土地調査にあたるものは律令制下の田籍・田図、荘園制下の検注や内検、鎌倉幕府の大田文(おたぶみ)など古代から存在したが、戦国末期に大名支配の一円化が進行し大名独自の検地が行われるようになった。その際、しばしば検地方針が示され、近世初期大名の領内基盤を作ることになる農政の基本をうかがうことができる。

豊前一国と豊後の内二郡を拝領した細川忠興も、翌慶長六年七月「検地法度」<sup>(34)</sup>を打ち出し検地を実施した。それは、「村々山里とものがれ無し、旁(傍)示改定」(『禪源寺年代記』)を目途とする徹底したものであったが、全二

三ヶ条からなる法度を抜粋しておこう。

一、田畠壹反三百歩たるへき事

一、田畠付様五段之事、並山畑付分事

一、かり畠ハ別ニ帳を可付事

一、田地多百姓すくなし在所、又すくなき百姓多在所、隣郷ニ田地ヲ百姓多方へ可付事

一、居屋敷可付事

一、田畠之荒地、当荒、永荒念入可付分事

一、日そん、水そん所可付分事

一、郡々田地入組さる様ニ可付事

一、検地は多少在所在之共、在所切可打立、帳を可結事

一、帳作之宿、百姓出入禁制たるへき事

一、田畑打候処ニ、地主ヨリ外に一切寄間敷事

この検地の方針は次のように要約できる。第一に、検地基準の設定である。田畠一反三〇〇歩と太閤検地を踏襲し田畠品位は五段階とした。畦溝や荒地、日照りや水害による損害地など非耕地や荒廢状況、また井手・堤・川除など水利用地など掌握が企図された。第二に厳格な実施である。耕地の所持者は病気などの理由がない限り立ち会うこととし逆にそれ以外の者は「田畑打候処」に「一切寄間敷」と除外され、検地結果は毎夜単位に整理され、帳簿作成場所への百姓の出入りは禁止された。第三に郡・村単位による耕地・百姓の整理である。耕地面積と百姓数の不均衡の是正をはかり、耕地が二郡にまたがらないようにし、また検地は村単位で実施されることになった。

本検地の実情を示す検地帳は慶長六年の八月から一一月にかけて日付（一部作成月日なし）で、田川郡弓削田村、

京都郡尾倉村、宇佐郡山袋村、同郡猿渡村、同郡宇佐村、同郡高家村のものが残されているが、勝山町域関係のものも現存せず、田川・宇佐・国東・速見各郡にみられる検地村目録も、京都郡分は確認されていない。<sup>(35)</sup>慶長七年七月に「御検地済、諸帳面等不残有吉立行より差上」(『綿考輯録』慶長七年七月条)とあるように検地帳自体は慶長七年七月ないし八月ぐらいまで作成作業が続いたことを示す記録もあり、検地帳の年月日付は検地実施日とされる日付なのかもしれない。

細川忠興はこのような検地とともに慶長六年豊後に入国すると直ちに速見郡由布院(現大分県湯布院町)で人畜改を行い、その後慶長一四年、同一六年にも実施、忠利は襲封の元和八年領国全域の人畜改を行った。人畜改の調査後に作成された帳簿に石高に関する情報なども記載される。

大名にとってさきの検地と人畜改はいわばセットの政策で、戦国・織豊期から近世初頭にかけて行われた農村労働力の実態調査といえる。その帳簿には人畜改帳や家数改帳・家付帳・家付人付帳・棟別帳などの名がある。検地が土地生産力調査という性格を持つのに対し、人畜改は村内の百姓竈(かまど)ごとに受持高、家族の男女別年齢・軒(家)数・牛馬数・屋敷地を調査し、村落構成員を把握するばかりでなく、村ごとに男女別・年齢別の集計を出すことによつて夫役負担能力のあるものを書き上げさせた。<sup>(36)</sup>すなわち役負担可能な家(役家)と役夫の台帳であるとされる。<sup>(37)</sup>単独に行われたものとして、細川氏がその所領の豊前・豊後および転封(寛永九年)後肥後で行った調査に基づく人畜改帳は著名である。ただし細川氏の帳簿は百姓竈単位の記載ではなくそれらを村ごとに集計した戸口・牛馬数の書上げである。ともあれ、当時(江戸時代の初め)の豊前地方および豊後の一部の農村事情をうかがうのに大変有益な史料である。

細川氏作成の原帳簿名は「人畜御改帳」「家付・人付・牛馬御改帳」「人付帳」「家人牛馬之御帳」などである。人畜改帳は細川氏関係史料が寄託される熊本大学に保存されるが、『大日本近世史料 小倉藩人畜改帳』一〜五巻

に収められており活字でみることもできる。<sup>(38)</sup> 本稿が対象地域とする京都郡関係帳簿は二冊あり、表紙が欠けるため年月日や原書名不詳帳簿、および元和八年七月五日付で「京都郡人畜御改帳」と題される帳簿である。この二冊はともに先述の活字本第二巻に掲載され、標題不詳の前者には「豊前國並豊後國國東郡・速見郡人畜改帳總目録」という仮題が与えられている。仮題に示されるように細川氏所領にあたる豊前國規矩郡・田川郡・京都郡・仲津郡・築城郡・上毛郡・下毛郡および豊後國宇佐郡・國東郡・速見郡について、各郡単位に家数・男女人数と内訳・就業人数・一五歳以上と同以下の各男人数・牛馬数とその内訳などが記載される。就業別人数とはいえいわゆる農業労働は難しい「めくら（盲目）」（視覚障害者）や「こしぬけ（腰抜）」（身体障害者）と呼称される障害者の人数も記され、また男性が一五歳を基準に整理されることより、人畜改帳が役負担者（年貢などの諸納入役や夫役と呼ばれる労働役）の把握を目的としていたことがうかがえる。なお本帳によれば家数総計は記されないが、集計すれば四万九五四三軒となり、男女総数は一〇万四八五八人、牛数一万三〇八二疋、馬五二四二疋で、これが元和八年頃の細川氏小倉藩領の戸口および家畜（牛馬）数と考えてよいであろう。

## (2) 京都郡の村

元和八年七月五日付の「京都郡人畜御改帳」により本郡の概要を眺めてみよう。本郡の村数は六十一ヶ村からなる。このなかで惣庄屋がおかれている村が岩熊村・稲光村・豎島村・雨窪村の四ヶ村あり、それぞれ岩熊孫兵衛・稲光五郎兵衛・豎島四郎左衛門・雨窪二郎右衛門がその任にあたっており、本帳の奥付よりこれらの惣庄屋が本帳を作成し藩へ提出していることがわかる。さらに本帳記載の最初から上久保・飛松・西谷（行橋）・大谷（行橋）・堤（行橋）・御手水・平尾・下久保・箕田・凶師・宮原・上野・下田・中久保・黒田・岩熊・長川・菩提・池田の各村の第一グループ、草野（行橋）・二塚（行橋）・稲光（行橋）・谷村（菟田）・葛川（菟田）・山口（菟田）・法正寺

(荊田)・下津熊(行橋)・黒副(黒添、荊田)・上津熊(行橋)・行事(行橋)・吉国(行橋)の各村の第二グループ、徳永(豊津)・福丸(行橋)・常松(恒松、行橋)・堅島(片島、荊田)・高来(行橋)・入学(入覚、行橋)・すまその(須磨園、行橋)・岡崎(荊田)・下稗田(行橋)・池田・上稗田(行橋)・鋤崎(荊田)・検地(行橋)・下崎(行橋)・中川(行橋)・延永(行橋)・長木(行橋)・上田・長尾(行橋)・荊田町(荊田)の各町村の第三グループ、新津(荊田)・尾倉(荊田)・集(荊田)・南原(荊田)・馬場(荊田)・浜町(荊田)・光国(荊田)・提(荊田)・与原(荊田)・雨窪(荊田)・松山(荊田)の各村の第四グループと別れることが記載形式の違いからわかる(なお括弧を付したものは勝山町以外所属の村で、自治体名を加えた。なおみやこ町域分は旧町名表示)。つまり藩からの指示により、第一グループは岩熊、第二は稲光、第三は堅島、第四は雨窪の各惣庄屋が作成し、それを合わせるかたちで京都郡の人畜改帳が作成されたと考えられる。

京都郡の四グループの編成基準は明らかではないが、惣庄屋は藩からの任命で知行拝領もあった。ただこの知行は細川氏家臣として給されるのではなく、いわゆる庄屋給のように惣庄屋という役職に対する役料的なものだろう。<sup>(39)</sup>細川氏は入封地豊前の土豪・地侍層を、惣庄屋・庄屋として郡方支配機構の末端部に組み込んだと考えられる。<sup>(40)</sup>つまり地域の有力者や在村武士クラスがその役にあたったと思われる。そしてグループは細川氏としてのちの小倉藩主小笠原氏にも継承される広域行政単位の手永にあたらう。

なお元和八年の京都郡の改帳には各村単位に在るはずの庄屋は記されない。元和八年の各郡改帳をみれば、仲津郡には各村単位に庄屋の記載があるが、ほかの各郡改帳には京都郡同様に庄屋記載がない。つまり仲津郡の庄屋記載はむしろ例外である。しかし、慶長一四年や同一六年の速見郡湯布院村の改帳などでは庄屋・肝煎がみられ、惣庄屋は庄屋・肝煎に組み入れられ集計される事例が確認できる。このようにみれば慶長期の惣庄屋は庄屋の惣代的性格といえ、それが元和期にいたり庄屋とは別格の独立した役職になっていたことが考えられる。人畜改帳作成の

前年にあたる元和七年の仲津郡の事例だが、惣庄屋が亡くなった際にその子が庄屋を継ぎ物成を拝領するという「同郡（仲津郡）惣惣庄屋国作九郎左衛門去年相果申候に付せがれ善七郎に庄屋被仰付候へ共五十石之知行分去年物成不被下候、当年より役被仰付可被下候」という郡奉行の言上に対し藩主忠利が「当年之様子により来年可申付」と裁可<sup>41</sup>しているのは、以上のような手永の総代としての惣庄屋の性格の一端を物語つていよう。しかしこのようないわば惣庄屋制がまだこの段階（元和七年頃）では確立していたとはいえないようで、同じ郡奉行が言上のなかで「新惣庄屋之事」「惣惣庄屋無御座事」と申請し、忠利がそれぞれ「来年之事たるべき事」「見立可申付候来年其沙汰可申付事」と裁可していることから惣庄屋不在の手永も存在していたと考えられる。

京都郡における手永と村の移動について、ここでは元和八年の人番改帳で確認できる勝山町域を事例にみておこう。括弧には参考までに小笠原時代の手永名を加えた。第一グループ（いわば岩熊手永）には、上久保（久保）・飛松（久保）・御手水（久保）・平尾（久保）・下久保（久保）・箕田（黒田）・図師（久保）・宮原（黒田）・上野（久保）・下田（久保）・中久保（久保）・黒田（黒田）・岩熊（黒田）・長川（黒田）・菩提（久保）・池田（黒田）。分筆分で本村は第三グループ、第三グループ（いわば豎島手永）には上田（黒田）・池田（黒田）が属するが、第二グループ（稲光手永）・第四グループ（雨窪手永）には存在しない。勝山町域はほとんどは岩熊手永に属し豎島手永に一部（上田・池田）が入っていた。

小笠原時代も京都郡は四行政区画、すなわち新津・黒田・延永・久保の四手永が存在するがその構成が勝山町域に限っても相違するのが、第一グループにのちの久保・黒田両手永の各村が混在していることからわかる。例えば細川時代は図師と黒田はともに第一グループに属したが、小笠原時代には図師は久保手永、黒田はここに惣庄屋が移され黒田手永に属するという具合である。

また、飛松は村ではなく「飛松分」と表記され、「正保国絵図」では記載がなく、「元禄国絵図」には独立村とし

て記される。上久保村の石高変化や記載位置などを勘案すれば、本来上久保村に含まれていた。なお、安永二年「大庄屋・小庄屋」<sup>(42)</sup>には庄屋が中久保村と兼帯であった。

さらに小笠原時代に独立村であった浦河内（のちの黒田手永）・矢山（同）・新町（久保手永）の三ヶ村が本改帳には確認できない。これらは「正保国絵図」では「宮原ノ内浦河内」、「岩熊ノ内矢山」、「上久保ノ内新町」とそれぞれ宮原村、岩熊村、上久保村の一部であり、ともに「元禄国絵図」にはみえることから、飛松と同じく正保期から元禄期の間独立したと思われる。もともと本改帳にはこれら三ヶ村の状況も本村の内容に盛り込まれているといえよう。なお矢山村の一部は慶長期の平尾台草刈権をめぐる対立から規矩（企救）郡小森手永に属するようになるが、元和八年七月三日付「規矩郡家人牛馬之御帳」と題される人畜改帳に矢山（上矢山）はみえない。さらに黒田村はのちに上黒田・中黒田・下黒田と分村するが、この段階では一村であった。

このように細川時代の元和八年段階で勝山町域は、豊前国京都郡の岩熊手永および堅鳥手永の両行政区に一七ヶ村（飛松は独立村、また両池田は一村に換算）が分属していたが、これらは小笠原時代に黒田手永と久保手永に再編、一部が規矩郡小森手永に組み入れられ、またいくつかの分村が元禄期ぐらいまでは独立していたのである。

### (3) 改帳の記載形式

元和八年七月五日付「京都郡人畜御改帳」には勝山町域に属する小笠原時代の数ヶ村がのちの分村独立のためにみえないが、これまでのように考えればいずれも本村の一部として当時の状況が改帳に反映されているとみてよからう。このような立場から本改帳によりながら江戸時代はじめ（元和八年）の本町域の状況を、一七ヶ村のデータを集積することによりみてみよう。

まず具体的な記載形式を本改帳の冒頭に掲載される、岩熊手永（先述の第一グループ）の上久保村を事例に紹介

しよう。

高千貳百四拾石七斗七升貳合

一 家數百七拾八軒

上久保村

内

拾四軒

本百姓・小百姓

拾九軒

名子

壹軒

山ノ口

貳軒

鍛治(冶)

壹軒

大工

貳軒

寺

百三拾九軒

親家・へ屋・内や・馬家

一 男女數三百八人

内

拾四人

本百姓・小百姓

拾九人

名子

壹人

山ノ口

貳人

鍛治(冶)

壹人

大工

貳人

坊主

七拾三人 歳拾五より上ノ男  
四拾四人 歳拾五より下ノ男

男數合百五拾六人  
女數 百五拾貳人

牛馬合五拾三疋内  
三拾四疋 牛  
拾九疋 馬

先述のように、各手永によつて記載形式は微妙に相違する。参考までに今ひとつの事例を稲光手永（第二グループ）の冒頭掲載の草野村を事例に示しておこう。

高七百七拾七石九斗七升七合三勺

一 家數七拾四軒

内

草野村

貳拾貳軒 本百姓・小百姓

九軒 名子

壹軒 寺家

貳軒 神主

貳軒 牢人

三拾八軒 親・下人家・内家・馬家共ニ

一 男女數百三拾九人

同村

内

貳拾貳人

本百姓・小百姓

九人

名子

壹人

寺家

貳人

神主

貳軒

牢人

五人

腰ぬけ

貳拾三人

歳拾五より上ノ男

拾壹人

歳拾五より下ノ男

男數合七拾五人

女數 六拾四人

拾六疋 牛

四 疋 馬

牛馬數合貳拾疋内

これら二事例の違いは一つは男女数の下に前者は無記載だが、後者には「同村」とあること、二つに最後の部分で前者は「牛馬合」との表記が後者では「牛馬數合」となっていることである。些細な違いではあるが、同一グループ（手水）内ではこの細かな表記法が統一されている。本改帳が先述の惣庄屋単位に作成されたデータを集積したものをほとんど加工せずに作成されている証左であろう。基本的な調査内容・記載形式は元和八年の帳簿作成時に定まっていたものの、惣庄屋のいわば差し出しであり厳密な調整はされずに郡単位の人畜改帳は作られているの

である。<sup>(43)</sup>

ところで先述したように細川氏は豊前・豊後へ入封後の慶長六年から七年にかけてに検地を実施したが、当時の状況を示す帳簿の伝存は一部に限られ、当町域に関しても今のところ未確認である。しかし人畜改帳には各村ごとに石高が記載される。ただしこれは慶長期の検地実態を示すものではないだろう。小倉藩では、細川氏が入封した検地から寛永九年小笠原氏が引き継ぐまでの三一年間に改め出された石高を古改出と称し、その内容は主として新田畠として開発された分と考えられ、京都郡の場合、表高二万二二三二石に対し、内高（引継高）は三万一四一六石とされ、古改出は九一九三石余となる。<sup>(44)</sup>したがって元和八年の改帳記載石高は慶長期以降の開発高分も含めたものとも考えられるが、改帳作成に当たって検地が新たに実施されたか、詳細は不明である。したがって本改帳の石高数値がどの程度、領内実態を示したものが慎重に考えなければならない。

実際には新田開発による生産性の向上や天災などによる落ち込みなどがみられ現実の生産性と村に付けられた石高は乖離していった。しかし、分村などしない限り村の石高は変化しなかった。ちなみに上久保村は先述のように飛松を分村しているので、石高には変化がみられるが、例えば中久保村は変化しない。しかし、京都郡全体でみれば表高と呼ばれる公称石高は変化せず、上久保村の減石は飛松の分村・独立が原因だったとしても京都郡全体の石高数値内での操作だったといえる。このような操作が施された石高数値のため村や領内実態の正確な把握には問題があるが、一応の目安として考えておきたい。

次に、先に掲げた上久保村の事例に草野村も参考にしつつ改帳の記載形式についてみて大名が何を改帳を通して把握しようとしていたか確認しておこう。帳簿内容は石高・家数・男女数・牛馬数からなる（後掲の表参照）。家数は軒表示で戸数に相当しよう。上久保村の場合、本百姓や小百姓が一四軒からはじまって寺が二軒、そして、軒数として目立つのが親家・へ屋・内や・馬家などと表示される一三九軒である。草野村には下人家もある。本改帳

全体でいえば、親ノ家・下人ノへ家などの表記もある。これらの実態は何であろうか。男女数の個所をみれば、本百姓・小百姓から坊主まで、単位は軒が人になつただけで数値自体に変化がない。かれらは自立した職業により役を負担する世帯主といえよう。これに対し、親家・へ屋・内や・馬屋の部分は一五歳より上の男、一五歳より下の男と表記され、いわば職業名表示ではない。しかもこれらを合わせても（二七一人）、一三九軒に達しない。一五歳以下の男性がいわば戸主として一軒の家に居住するということも想定しにくいので、親家・へ屋・内や・馬屋について詳細は不明だが、職業的には独立した戸主居住の家ではなく、親すなわち隠居者や下人などの隷属民などの家や馬小屋などであろう。他の改帳の事例では牛屋・土蔵などの表記もみられる。

いわば本家（本百姓・小百姓）などに何らかの形で依存した世帯であり、女性を主とする世帯を含むと考えられる。男女数ではまず男性で職業的に自立した者として把握される者が本百姓・小百姓の一四人から坊主の二人、および職業的な自立を果たしていないつまり役家としては不十分な一五歳以上の男性七人と一五歳以下の四四人、合わせて一五六人が確認される。これに対し女性は一五二人で職業的に自立したものとしては把握されていない。以上のような点は草野村の事例からも確認できる。

したがって、家数と男女数で指摘できることは、職業的に自立した世帯を構成しているか否かすなわち役負担者（役家）で把握されること、しかし半自立の隠居（親）・下人などの居住家のほか牛馬小屋や土蔵など人家以外も把握されること、職業的に半自立の世帯でも男性は一五歳以上と以下で把握され労働力負担能力（夫役）の有無が帳簿作成の目的の一つと考えられること、などであろう。これに牛馬数が増えらるるのである。

#### （4） 村の様子

近世の村は村切と呼ばれる行政区域分けがなされ成立したといわれている。中世の比較的大きいいわば郷村がよ

り小さな村に再編されるわけである。勝山町域でみれば上久保・中久保・下久保の各村はその典型であろう。本来、中世段階では久保庄（窪庄・窪郷）という一地域に把握されていたものが、天正一〇年にも久保庄が確認されるので、これ以降、三ヶ村に分村したと思われる<sup>(45)</sup>。

このような中世以来の大きな郷村が近世期に分村される動向は岩熊の場合にもいえる。永祿年間大友氏が北豊前に進出した際、大友勢であった田村三郎入道なる人物に四〇町が給与されたという。しかし、明治一八年の地積調査によれば岩熊村は田・畠・宅地あわせて三七町余とされる。地積からいえば村の一部（四〇町）より明治期の村地積が減少している。これは先述のように岩熊村が元祿年間までに矢山村を分村した結果と思われる。なお、中世期、黒田庄といわれ、永祿六年の大友宗麟書状<sup>(47)</sup>では黒田村とされる地域は、本改帳段階でも黒田村一六一三石余であるが、寛永年間に上黒田と下黒田、元文年間にさらに中黒田に分村するものの郷帳類では江戸期を通じて一村とされた<sup>(48)</sup>。確かに改帳では本町域の村の平均的な石高規模は数百石程度であり、これは江戸時代の大方の村規模と同じといえようが、黒田村の実態は分村していかにかかわらず大村として大名側は把握し、上久保村も一二四〇石余と江戸時代の平均的な村と比較すればかなり大きい。逆に、図師村一五九石余、長川村一八二石余などは小さいといえる（後掲の表参照）。このように平準化への動きがあるなかで、なお村の石高規模の差がみられるのは、例えば図師村や長川村が山（丘陵）と小河川（長峡川や十鞍川など）に挟まれるなどの自然環境や地域の社会的結びつき、新村の形成、大名側の政治的意図など様々な条件が考えられる。

村は江戸時代の人々にとって生活する上で共同体かつ行政体であった。大規模な村ほどその中には実質的な共同体的地域を内包していたといえよう。これがいわば行政体として分村するのである。ここでいう行政体というのは年貢をはじめとする様々な役の請負単位ということを基本とする。村請制といわれるものである。したがって先述したように改帳は年貢諸役の賦課基準設定の調査という目的があり、その記載内容には現実の状況からすれば偏り

があつたであろうが、その限界を考慮した上で、当時の実態を考察することは可能であり貴重なデータを提供してくれる。

表は改帳に拠り、京都郡の一部（勝山町域相当）の村の石高・家数・身分（職）・人数・牛馬数などを整理し、いわば近世はじめの村の様子を一覧したものである。各欄は先述した記載内容に基づいている。ちなみに「惣庄屋」から「十五歳より下の男」の計が「男」の欄の人数で、この「男」と「女」の合算が「人計（人数）」となる。

この表によればまず、先述の村の平準化傾向が指摘できるとしても、現実には石高や家数・人数の面で、村の歴史性や自然条件などに規定され差が認められる。総じて石高に家数・人数・牛馬数は応じている。ただし岩熊村は石高に比して人数が多く、牛馬数は表中で最も多くなっている。逆に一村把握の黒田村は石高が表中最も多いが、家数・人数・牛馬数ともに最上位ではない。

村で生活する人々には、本百姓・小百姓・名子・鍛冶・大工・坊主・神主・牢人・山ノ口などがみられるが、それぞれ専業者であつたかは考慮の余地もあろう。実態は生業の中心というようなものであつたかもしれないが、村がいわゆる狭義の農民だけで構成されていたわけではないことが知られる。ただしこの村でもこれらの人々が居していたかといえそうではなくその基本は農業を主たる生業としていたと思われる本百姓・小百姓や名子である。

本百姓と小百姓の相違はよくわからない。持高、すなわち経営規模の違いが想定されるが、大名側はある基準を設けて施策的に区別しようとしていたのかは判然としない。むしろ当時の検地帳などからみれば、持高の差を超えて大名側は統一的に百姓と把握しようとしていたともみられる。名子は隷属性の高い百姓と考えられるが、とくに岩熊・箕田の両村が石高に比して多い。鍛冶・大工・坊主（寺）などが数村に一人（軒）程あつた。鍛冶は農具や牛具・馬具の製造や修理、大工は家や小屋また農作具の加工などを行っていただろうが数村に一人程度で事足りたのであろう。坊主もそうだろうが、同じ宗教者でも神主はもっと少ない。ただし江戸時代も中世と基本的に同じで

表 村の様子（元和8年）

村名	石高	家数	惣庄屋	本(小)百姓	名子	山ノ口	鍛冶	大工	坊主	神主	こしぬけ	牢人	歳拾五 より上 の男	歳十五 より下 の男	男	女	人計	牛	馬	牛馬計
上久保村	1247石 772	178軒		14人	19人	1人	2人	1人	2人				73人	44人	156人	152人	308人	34疋	19疋	53疋
飛松分	156. 232	9		1									5	1	7	6	13	2	2	4
御手水村	202. 7664	32		4	3						1人		13	3	24	20	44	8	1	9
平尾村	287. 35586	27		5	3						1		8	5	22	23	45	6	2	8
下久保村	283. 864	34		6	3				1		1		13	7	31	21	52	7	2	9
箕田村	745. 844	72		11	22						2		10	20	65	45	110	19	9	28
函師村	159. 334	9		2									5	2	9	6	15	2		2
宮原村	640. 96	47		6	11	1	1			1			26	9	55	44	99	11	6	17
上野村	466. 3144	55		8	3								21	7	39	32	71	8	7	15
下田村	125. 6455	20		3					1				4	2	10	9	19	3	1	4
中久保村	105. 4173	15		2	1					1			6	3	13	11	24	3	1	4
黒田村	1613. 2783	149		25	15				1		18	5人	45	31	140	106	246	31	17	48
岩熊村	629. 3256	166	1人	18	47								49	52	167	132	299	40	38	78
長川村	182. 7742	29		5	6		1						19	1	32	28	60	7	4	11
菩提村	276. 3518	37		4	2		1						10	7	24	21	45	4	3	7
池田分	261. 9405	6		2									1	1	4	4	8	2		2
池田村	376. 5526	28		6	3						1	5	3	5	23	21	44	9	4	13
上田村	527. 523	43		7	4						2	4	6	7	30	29	59	11	2	13

註) 京都郡のうち勝山町分に相当する村を掲載している。「京都郡人畜改帳」（元和8年7月5日。『大日本近世史料 小倉藩人畜改帳 二』所収）より作成。

神仏習合の時代であり、実態としての宗教行為は坊主と神主の区別もさほどはつきりとしたものではなかったろう。また、特定の村に存在する者があつた。上久保村・宮原村には各一人の山ノ口がいた。御山ノ口とも呼ばれ、先掲の細川領全域を集計した「豊前國並豊後国国東郡・速見郡人畜改帳總目録」の集計部分には山之口と川口之番・境目之番が並べられており、山奉行の配下で藩有林の管理を職掌とした。さらに、黒田村と池田村には各々牢人が五人記される。両村は観音山を挟んで隣接するが、山口村（現福岡県京都郡苅田町）の等覚寺の山伏が峯入した霊場とされ、その山伏（修験者）に関係する人なのであろうか。

御手水村・平尾村・下久保村・箕田村・上田村にはそれぞれ一ないし二名、黒田村にいたつては一八人のこしぬけ（腰拔）と呼称される障害者が存在する。表現からして身体障害者であらうが、おそらくは現行でいう知的障害や自閉症のような発達障害の人々も想定される。地域社会ではこのような障害を持った人々がいわゆる健常者とともに暮らしていたことを改帳は教えてくれるが、帳簿の主旨はむしろ農業生産に従事できない階層としての把握であらう。

江戸時代の京都郡の村々（勝山町域）には、様々な人々が暮らしていたが、このほか「總目録」によれば、元和期の細川領にはいわゆる農業を主たる生業とした本百姓・小百姓を中心にしつつも鍛冶・炭焼・屋根葺・楡皮葺・杣・紺屋・葛籠作・塗師・皮多・紙漉などの特殊技能を持つ生業者、町人・干物屋・塩売や笊などの商工や運送に従事する人、座頭・めくら（盲目）などの（視覚）障害者、また同様に何らかの身体的障害を持ったであろう鉢開・念仏申・ささらすりなどの民間宗教者や踊り子などの芸能者等、多様な人々が生活し、差別・賤視などの色々な葛藤を内包しつつもいわば村の中に共生していたのである。夫役徴収の基本台帳である人畜改帳の中に、のちに制度的・社会的差別の対象となる人々、例えば改帳のなかの葛籠作・皮多・座頭・めくら・鉢開・念仏申・ささらすり・踊り子などは享保四年穢多頭彈左衛門が幕府に提出した配下者の職業と一致するわけだが、彼らが掲載され

るのは、いまだこの段階では社会的疎外者となっていたわけではなかったことを示す。しかし『豊津町史』（上巻）が指摘するように、改帳には中世には賤民として存在していた物もらい・乞食などの非人や貢租・夫役の負担から除かれたという河原者（河原居住者）などの記載がみられない。このような階層が近世初期の小倉藩領内にそもそも存在しなかったのか、差別対象者・非夫役負担者として記載がないのか判然としないが、寛永九年六月には、人畜改帳にみられない「非人」への施行記事が「三日 小倉之非人ハせけうの所へ出候へと可申旨候事」、「四日 非人百四拾五人ノ事は、懸け御目候処、忝人ニ付表見合候て、五斗・三斗宛可遣旨、奉修理兵庫<sup>(49)</sup>」とあり、存在しなかったわけではなくむしろ施行対象にもなっていることが留意されよう。

### 第三節 給人と代官

#### (1) 知行地と蔵入地

改帳を見る限り、京都郡域に知行地の記載はない。規矩郡・仲津郡などでは知行地と蔵入地（御蔵納）の別が記載され、両者が入り交じる村では蔵入地と知行地にわけて記載する。しかし京都郡・田川郡の場合は蔵入地・知行地の区別の記載はない。これは全都蔵入地であった可能性もあるが、小笠原小倉藩領時代には設定されており、むしろ区別されなかった記載法がとられた可能性が高い。

例えば京都郡の事例では、菩提村の高二七六石三斗五升分が慶長六年より同七年まで益田蔵人の知行地、上久保村が慶長一八年まで同じく益田蔵人知行地、菩提村が元和九年秋に生嶋平三郎知行地となっている<sup>(50)</sup>。

知行地とは家臣に与えられる拝領地のことで、近世初期のとくにある程度規模が大きい藩では一般的にみられた。小倉藩では二代藩主細川忠利時代の「豊前小倉御侍帳<sup>(51)</sup>」によれば六五七人で二九万七七九六石の知行取すなわち給

人がいた。先述のように元和八年の改帳には仲津郡を除き京都郡も含め各郡には庄屋の記載がないが、仲津郡の場合をみてみよう。<sup>(52)</sup>

同郡では蔵入地（御蔵納）のみの村、蔵入地と知行地（家臣名記載）が入り交じる村、知行地のみの村が存在し、知行地については一名とは限らず複数名の家臣（給人）の知行地が存在する場合がある。家臣名に「上り地」とあるのは判然としないが、知行地が蔵入地化されたものとも考えられるが、御蔵納（蔵入地）とは区別されるその意味で一時的に藩の管理下におかれた知行地（上知）<sup>(53)</sup>としての性格をもつと、ここでは考えておきたい。

注目されるのは、庄屋が各村一人ではなく、蔵入地と知行地が混在する村では各家臣の知行地にも庄屋がおかれる傾向があつたことである。下原村の場合、蔵入地に一名、矢野兵吉上り地（知行地）に一人、と一村に二人の庄屋がいるが、市野という家臣の知行地に庄屋はおかれない。崎山村の場合蔵入り地がなく四人の家臣知行地があり、さらに佐田吉左衛門上り地には庄屋一名がおかれる。つまり家臣知行地ごとに庄屋が設定される。馬場村の場合、蔵入地がなく四人の家臣知行地があるが、庄屋は三人である。さらに上井良原村では蔵入地と六人の家臣知行地が入り交じるが、蔵入地には庄屋はおかれず、家臣知行地に一人の惣庄屋と三人の庄屋がみられる。手永を管轄する惣庄屋さえ家臣知行地の農民が担当していたことがわかる。

給人はこのような知行地に設定した庄屋層を「代官」や「下代」などのいわば自前の役人に任命して年貢徴収を行っていた。例えば仲津郡節丸村に知行地を有した井関傳蔵は「私知行者、庄屋・頭百姓二下代を申付取立」と庄屋・頭百姓を下代に任命して年貢徴収に当たらせ、田川郡の知行地では給人の任命した代官が年貢催促を行い、その上で給人が現地へ赴き「色々吟味之由」を聞き届けたという。<sup>(54)</sup>

近世初期にあたるこの時期、みたように郡方での家臣知行地の存在は大きく、地域社会・村人に与える影響も蔵入地支配に直接当たる代官とともに無視できなかつた。先述の「覚」のように近世初期の郡方法令にはしばしば

「給人代官」と併記されるが、それは拝領地である知行地に独自に庄屋をおき、場合によっては広域行政（小倉藩では手永）にも関わる惣庄屋さえ輩出した給人の郡方に対する支配行政の重要な立場が考慮されているのである。すなわち家臣団の知行地支配（地方知行制）をもつて在地（地域社会）の状況に密着し、早急な在地編成が志向されたのである。<sup>(55)</sup>

これは逆に言えば代官などの藩役人とともに村に対して非法をはたらくことにもなった。しかし、元和七年七月の郡奉行から藩主忠利への言上書に「境目在所二より先年御給人地（知行地）ヲ御倉納（蔵入地）ニ申かへ、今以少々役目御免被下候、此以後御給人地へ不被成様ニ被仰付、可被下候事」とあることからもうかがわれるように藩領境を中心に他領への出奔者（逃散百姓）などの取り締まりの意味もあつてか、知行地の蔵入地化（いわば藩直轄）を指す動きもあつた。<sup>(57)</sup>

## （2）年貢皆済の実情

代官は郡単位に設定され蔵入地の年貢徴収業務には代官があつた。しかしその皆済の実情は地域社会にとつて厳しいものがあつたと思われる。寛永元年六月、京都郡の代官の牧五助は管轄する蔵入地の年貢皆済について、細川忠利（二代細川小倉藩主）への言上を横目の国遠道倫に求めたがその報告書によれば、「京都郡御蔵納私御代官御年貢米・諸取立米、少も不残御皆済仕せ」したという。しかしこれは留保条件があつた。つまり「御百姓かけ申候故」おそらくは走り百姓などが生じたことが原因で未進米が三二五石八斗でため、これを「奉公人又御借米を以上納仕」させたのである。具体的には一一五石が管轄蔵入地の百姓の奉公人代米、六〇石が「御借米」や牛の販売代米、三〇石が牧自身に宛われた二口米（代官給）、一一八石は城下東小倉大坂町商人や京都郡内の下田・下久保・行事・浜・黒田など各町村の百姓からの借米である。牧は「私致才覚、御百姓二皆済仕せ申候」とし、当年

(寛永元年)も根付後の毛付(生育)は順調で、「風さへふき不申候ハ、御皆済可仕」と予測し、「御百姓壹人もうせ走不仕」と自信をみせ、その言上を申し出ているのである。<sup>(60)</sup> 牧は確かに自らの代官給を充当し借米に応じる者を求めて奔走する「才覚」を示したかもしれない。しかし百姓にとって年貢皆済のために、奉公人にでること、牛などの家畜や農具・家財を売り払うこと、さらに借米することはどのようなことを意味するのであるうか。

### (3) 百姓の訴状

そこで給人や代官、すなわち藩による支配が百姓にとってどのように認識されていたのか具体的にみてみよう。

ここに元和九年十一月一日に「菩提村御百姓」である源左衛門・弥左衛門・茂右衛門の三名が「御奉行衆」宛に記した申状案がある。<sup>(61)</sup> 菩提村のうち二七六石三斗五升余は慶長六年から益田藏人の知行地となり、当該地は益田の家臣、富永忠衛門・伊藤兵右衛門・嶋田與右衛門尉の三人に宛行われた。このうち伊藤は当村の百姓弥二郎の年貢未進(未上納)に対し、その妻を「質」にとりさらに折檻をしたが、それでも弥二郎は上納できるわけではなく、結局、彼は一一歳と八歳の二人の息子を刺殺し、自身は慶長八年二月二三日未明に家に火を付け焼死したという。このように百姓が身をもって事実上の抗議をする当地(菩提村)を知行主益田藏人は「悪所」として返上、慶長九年より蔵入地になったという(一条)。なお同じ京都郡御手水村では寛永二年に百姓長右衛門が走り、その母は彼に年貢未進があつたために「人しち二取置、御しちへ屋二入置」と質に取られたが、「右之村より未進上納仕」と母親は解放されている。<sup>(62)</sup>

その後の菩提村につき訴状は、当地が免率(成)は慶長一四年に二ツ三分(二三割)から三ツ(三〇割)に引き上げられ同一六・一七年には二ツ八分に下げられたものの、百姓たちは「牛馬・家材(財)・農道具迄売、納申候」という有様で、その結果「多年之つかされ二、御百姓めけ申」し、同一九年に郡奉行小谷又右衛門によって、検見

が実施、免率は二ツ三朱（二〇・三六）まで下げられたという。しかし、その後免率は上昇し、翌一九年二ツ二分、元和元年二ツ一分四朱、同二年二ツ二分七朱、同三・四年は二ツ四分、同五・六年は二ツ六分、さらに同七年には三分と漸次、高率化していった。このように「年々御免上り、御百姓いたミ申」した結果、未進米四〇石となったが、それでも「御代官衆御さいそく（催促）被成」たため牛五疋を米六石四斗に売り立てまた百姓七人が「在郷奉公」にでて米九石を上納、さらに京都郡下田村の性福寺（詳細不明）・下大久保村の新介、仲津郡大橋村の惣兵衛の三人より借米などをして何とか年貢皆済（全て上納）したものの、借米については「此米元利共当年壹粒も返弁不仕間、もはやかり（借り）申事も不能成、めいわく」という状況に立ち至っているのである（二条）。

このほか、大橋（津出地）まで年貢米を運送するために百姓が馬を持たないため駄賃馬を借りなければならず、年貢一石に五升、すなわち百石につき五石も余計な支出を菩提村百姓が強いられることを、藩側は認識しておらず、浜辺の村との不公平も訴えられる（四条）。さらに年貢米のほかに本種子夫米・薪米・加損米など計四〇石程の上納も命じられており、「是を被召上候ハ、御百姓壹人も堪忍難遂」と窮状を嘆き、このような事情を「御代官へ申上候へ共、御奉行衆より被仰出候儀、何ニても御理り申上儀不成候と、被仰」と代官へ訴えても奉行衆の意向として聞き入れてもらえないとしている（六条）。

このように菩提村は知行地・蔵入地いづれの場合も、給人・代官によるその年貢取納の厳しさが訴えられる。そして菩提村の三人の百姓は、年貢率を定免にして欲しいこと、百姓が負担する役目も五ないし三年の間免除して欲しいことを切願し、最後に菩提村は「悪所」で益田氏の知行地となって以降「もはや式拾年余も、年々二節記（季）ニハありけなき御糾明年」のため、「生在所所」ではあるものの「村ニあきはて」なのであるが、

雖然、古郷（故郷）そうしかたく（忘じ難く）候て、当年迄ハ堪忍仕候こと

と、菩提村は自分たちの「古郷」ゆえ忘れがたく過重な徴収と過酷な生活にも我慢している、との思いを加えてい

る(六条)。しかし、これは大名・領主側の認識が改まらなければ生まれただけからの他所への逃散(走り)なども辞さない、というメッセージでもあろう。確かに細川氏は、給人で「御定法之外」に「百姓遣申もの」がいた場合には「御蔵納へ立退」つまり蔵入地への退去(移住)を認めていたが、菩提村の百姓たちの訴状からは蔵入地・代官支配にも領主的恣意を忍従させられてきた思いが込められていよう。

#### (4) 農政の姿勢

そもそも、当時の大名側の農政の姿勢はどのようなものであったのであろうか。

慶長七年一二月に示された覚<sup>(64)</sup>では百姓保護の立場が打ち出された。

一、在々者共覚悟善悪見届次第聞届可被申聞事

一、所々百姓迷惑仕儀有之ハ、代官給人令談合可然様可被申付事

一、代官給人善悪可被見届事

しかし、他方で厳しい糾明の姿勢もみられた。

一、糾明之者搦捕事、旨儀二より不成事有之者、於其場可被成敗事

この点についてももう少し具体的にみてみよう。例えば、元和二年、企救郡到津村の庄屋が村の惣百姓を筑前境まで「走ら」せ(走百姓)、これを材料に減免を要求・交渉する事件が起こった。これに対し走百姓を残らず誅伐すれば田畠が過分に荒れるためこのよう措置への慎重論もあるが、「後之さ、わり」(支障)にもなるので逃散百姓は庄屋をはじめごとく「なてきり」とし、その上で名子・女子以下は助け、「本百姓二可仕」との方針を細川忠興は示した。さらに「新百姓と申は、所之荒候を毛を付、居住をはなれ、我々申儘二」来住したいわば他所からの者で、「新百姓其外名子を本百姓二仕」という、いわば身分・出自にこだわらない新百姓を取立てを基本とした。<sup>(65)</sup>

ただ自領の走り百姓には慎重論にも耳をかさずなで斬りという、村・百姓に対する強硬姿勢は細川忠利も基本的に同じであった。

すなわち忠利は元和一〇年正月一五日付郡奉行宛書状で「うけおい候物成之儀は、其在所つぶれ候ともゆるし置間敷候、日損・水損・風損ハ土免之上、理次第検見を出シ可相定候事」と、村請で年貢を請け負った以上は村が潰れても容赦しないという強い姿勢であった。

ただ、各地農民から慶長検地の不備、つまり田畠品位評価や石盛に不公平があることを理由に、諸役減免などの負担の軽減を要求され、このような状況をうけ、寛永三年になって、京都郡は規矩・仲津・築城・上毛各郡とともに、検地帳の改正が実施された。この検地は例えば寛永三年規矩郡水町村検地帳の奥書によれば「右御検地、庄屋・百姓罷出、相談之上、以御竿請、其外万有体ニ被仰付候所如」され庄屋から藩の検地奉行および横目へ報告し、これをうけてこの両役が庄屋に対して「右之通少も無相違、竿ノ上入所地味之上中下、其方と立相極申所如件」と、庄屋立ち会いの上で、双方が納得の上で検地を行い、帳面を作成したことが知られる。<sup>(67)</sup>

また給人の公事介入の禁止という施策も打ち出された。寛永元年九月七日、藩主忠利は「百姓之公事其給人取さばき候事曾而無用候、百姓と百姓との間ニ申分候は公事ニ可仕候、又与子ノ公事、与頭取あつかひ候事（略）給人與頭之構にて有之間敷候」と、百姓相互の争論に給人が介入することを禁止した。

このように、細川氏の農政の姿勢は逃散の責任はなで切りにして追及し、物成（年貢収納）は村が請け負った以上は村潰れの覚悟で取り立てるといふように大変厳しいものがあつた、それでも百姓の要求を漸次受け入れながら取る側と取られる側の納得（合意）の上で農政が展開する素地も作られていき、百姓と直接関わる機会が多かつた地方知行拝領の給人などの恣意も制限されるようになった。<sup>(68)</sup>

## おわりに

細川忠利の祖父藤孝（幽斎）は足利將軍家臣の三淵晴員の二男として生まれたが、足利義晴（室町幕府一三代將軍）の命で細川元常の養子となり、織田信長より天正元年七月山城国で桂川から西の地（一万石）を拝領して長岡に居した。これが大名細川氏（長岡氏）の事実上の誕生であるが、その後天正一七年に幽斎（藤孝は天正一〇年の本能寺の変後に薙髪し幽斎と号する）とその子忠興は豊臣秀吉から丹後一国（一一万七〇〇石。ほかに無役地あり）を与えられ、忠興は同国宮津を本拠とした。以上のような経緯から細川氏は織豊取立大名といえるが、かかる大名家にとつて中央政權（豊臣政權・徳川政權）による領地替（転封）ないし改易（取潰）に対する現実感、戦国期を通じて領地替がなかつた九州の大名家（鹿児島津氏・人吉相良氏・佐賀鍋島氏・平戸松浦氏・大村氏など）に比べれば高かつたであらう。

その意味で、関ヶ原合戦直後、まだ焦臭い雰囲気がか拭ききれない時期に丹後から豊前に転封した細川氏にしても幕府の意向を斟酌しつつ領内支配を万全ならしめる必要があつた。幕藩権力の構成者として、旧族外様藩が多く見られる九州の喉元・豊前での監察という立場で、幕府を輔翼する「藩輔」としての豊前（および豊後）転封ともいえるのである。そして、入封地での人畜改帳のほば全領域での作成は、戦国期以来の在地有力者と思われる惣庄屋などの裁量がある程度は許されたものの、基本的には統一的な領内生産人口の掌握をめざすもので、この帳簿作成は政治経済的基盤としての「藩国」形成へ大名細川氏の権力意思を示すと見ることもできる。<sup>(70)</sup>それは新領地で領主的恣意を働く家臣の知行制（地方知行制）改革、<sup>(71)</sup>他方で村潰れも辞さない強硬な年貢徴収、これにともなう農民の走り行為のような抵抗・駆け引き、そのようななかでの百姓との徴収をめぐる合意形成の動き、など近世初期大名の農政基調につながっていくのであらう。また注目したいのは人畜改帳に社会的賤視をうけていたと想定される人々、

また生産能力に乏しいと思われるいわゆる障害を持った人々なども掲載していることである。近世初期の領主（大名）がこのような人々をどのような意図で把握しようとしたのかは考慮すべき問題であろう。この問題は権力が想定する生産基盤（徴収基盤）としての社会階層の差異化（差別政策）という観点からも検討できるのではないだろうか。<sup>(17)</sup>

いずれにしても近世領主の支配方針が「取り立て」と「御救」「仁政」<sup>(18)</sup>にあるとすれば、それは願書や走行行為にみるような地域社会の声に耳を傾ける領主自身による領主的恣意の自己規制の問題のように思われる。そうだとすれば、このような姿勢は小倉藩で次の領主、小笠原氏によりどのように継承ないし改変されるのであろうか。

## 註

- (1) 『近世大名家臣団と領主制』（吉川弘文館、一九九七年）、『藩国と藩輔の構図』（名著出版、二〇〇二年）、『近世知行観に関する一考察——対馬藩を素材に——』（『日本歴史』六〇四号、一九九八年）、『藩政と地域社会——給人地制論の観点から、対馬藩を素材に——』（『歴史学研究』七三三号、二〇〇〇年）など。
- (2) 私自身の立場からの研究史整理は前掲「拙著の各「序章」を参照されたい。
- (3) 岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』（岩田書院、二〇〇〇年）、岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』（清文堂出版、二〇〇一年）、同編『尾張藩社会の総合研究 二』（清文堂出版、二〇〇四年）、渡辺尚志編『藩地域の構造と変容』（岩田書院、二〇〇五年）など。これらでは「藩世界」、「藩社会」、「藩地域」などの諸概念が提唱され、大名領としての従来の藩のイメージを広げつつその総合化の試みがなされている。
- (4) このようななか藤野保『近世国家史の研究——幕藩制と領国体制』（吉川弘文館、二〇〇二年）で、藩領にも主軸をおきながら国家史的観点から研究史・データの整理・考察を試みている。
- (5) 近世初期の細川小倉藩を対象にする本稿の関心からすれば、米津三郎「初期小倉藩の石高に関する若干の考察」（西

「南地域史研究会編『西南地域の史的展開・近世編』一九八八三年）、松本寿三郎「小倉藩にける「手水」の成立」（『歴史と地理』三七号、一九六二年）、同「近世初期細川藩における農村支配」（『熊本史学』二三号、一九六二年）、後藤重巳「江戸初期の豊前村落」（『大分県地方史』七六号、一九七五年）、半田隆夫「近世初期農民の移動と土着」（『大分県地方史』一〇三号、一九八一年）、宮崎克則「近世初期の「走り者」と村落状況」（『歴史評論』四八八号、一九九〇年）、同「近世初期の大名権力と「走り者」返還」（『九州文化史研究所紀要』三五号、一九九〇年）、同「大名権力と走り者の研究」（校倉書房、一九九五年）、永尾正剛「細川小倉藩人畜改帳の考察」（前掲「西南地域の史的展開・近世編」）同「慶長期細川小倉藩の人畜改帳」（『九州史学』八八・八九・九〇合併号、一九八七年）、速水融「小倉藩人畜改帳の分析と徳川初期全国人口推計の試み」（『三田学会雑誌』五九卷三号、一九六六年）、同「近世初期の家族人数改と役家について」（『経済学年報』（慶應義塾経済学会）I、一九五八年）、野口サキ「江戸初期の家族について、第三報——小倉藩人畜改帳の研究——」（『熊本女子大学学術研究』第一二巻第一号、一九六〇年）、同「江戸初期の家族について、第四報——小倉藩人畜改帳の研究——」（『熊本女子大学学術研究』第一三巻第一号、一九六一年）、城後尚年「本百姓の設定と名子・下人」（熊本大学法文学部国史科同窓会編『原田敏明教授退官記念論文集』一九六〇年）、桑波田興「豊前細川藩の「借米」について」（『史淵』八八輯、一九六二年）、同「豊前細川藩の「新銭」と「借米」について」（『歴史学研究』二六四号、一九六二年）、朝尾直弘「上方からみた元和・寛永期の細川藩」（大阪歴史学会編『幕藩体制確立期の諸問題』一九六三年）、吉村豊雄「寛永十年代の大名財政」（『史学研究』一三八号）、宮崎克則「幕藩制成立期の大名財政」（『古文書研究』三〇号、一九八九年）、俵口洋子「幕藩制確立期の豊前細川藩」（丸山雍成編『幕藩制下の政治と社会』文献出版、一九八三年）、宮崎克則「近世初期大名権力と奉行機構改編」（『九州史学』九四号、一九八九年）、吉村豊雄「初期藩領における知行割と知行地の存在形態」（有元正雄先生退官記念論文集刊行会編『近世近代の社会と民衆』清文堂出版、一九九三年）同「近世大名家の権力と領主経済」（清文堂出版、二〇〇一年）、宮崎克則「近世初期の給人財政と知行制変質」（『社会経済史学』五六巻六号、一九九一年）、吉永山「藩政時代の地方制」（門司郷土史会、一九五三年）、米津三郎編『藩政時代の北九州』（北九州近世近代史研究会、一九六九年）、米津三郎「小倉藩における差別制度の確立過程」（松下志朗編『近世九州被差別部落の成立と展開』明石書店、一九八九）、永尾正剛「近世初頭、豊前小倉藩の被差別民」（『部落解放史・ふくおか』一一六号、二〇〇四年）

などがあげられる。なお川本英紀氏には「ティータイムの歴史学」（豊津町歴史民俗資料館『資料館だより』）という連載で仲津・京都郡域を中心に小倉藩領域の諸問題を考察・紹介した仕事がある。

- (6) 吉村豊雄氏は豊前豊後に入封した細川氏の地方統治上の基本課題として、①耕地の荒廃状況と百姓の走りに対する対処、②新領国の地方支配の先頭に立つ給人・代官による非法の取締まり、③在地有力者の行政的編成、の三点に要約できると指摘する（前掲書『近世大名家の権力と領主経済』六五頁）。的確な発言と考えるが、これらの諸課題がどのように関連しているのか、また地域社会のいかなる状況に対応しているのかの検証も重要であろう。

- (7) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 細川家史料』一（以下、『細川家史料』と略記。東京大学出版会、一九六九年）慶長五年一月二八日付細川忠興書状。

- (8) 『細川家史料』四、寛永九年一月二〇日三斎書状。

- (9) 『忠興公家譜』巻九（永青文庫所収。熊本大学附属図書館架蔵）。

- (10) 『藩譜採要』四（『豊前叢書』第三巻。ここでは豊前叢書刊行会編『豊前叢書』（復刻）国書刊行会、一九八一六年参照）

- (11) 『藩譜便覧 角』『豊前叢書』第三巻）

- (12) 細川護貞監修『綿考輯録』第二巻（出水神社、一九八八年）三九〇頁。

- (13) 『藩譜採要』四。

- (14) 北九州市史編さん委員会編『北九州市史』近世（北九州市、一九九〇年）。

- (15) 『忠興公御年譜』八（永青文庫）。『綿考輯録』第二巻、四二二頁。

- (16) 『綿考輯録』第二巻、四二二頁。

- (17) 「失人」調査は当時の走り者（失人）の多さを物語るもので、慶長八年の細川忠興書状によれば、忠興は郡奉行任命による農村支配の安定が走り者を帰村させ、そのことによる耕地開発を予想して「満足」とした（『綿考輯録』第二巻、四二二頁。宮崎前掲書『大名権力と走り者の研究』八四頁）。

- (18) 吉村前掲書『近世大名家の権力と領主経済』六五頁。『綿考輯録』第二巻、四一九〜四二二頁参照。

- (19) 吉村前掲書『近世大名家の権力と領主経済』六六〜七頁。なお吉村氏は仲津・築城・速見三郡の郡奉行松井康之と国

東郡の郡奉行中路周防の連名で仲津・築城・国東・速見四郡宛に出された「百姓勤掟」（松井文庫所収。熊本大学付属図書館蔵）を紹介し、重臣層が就いた初期の郡奉行による分郡的行政を指摘する（同書六九頁）。

(20) 『熊本県史料』近世篇第一（熊本県、一九六五年）。

(21) 吉村氏は中層家臣に郡奉行就任者が移行することをめぐり藩主・物奉行が行政的比重を増大させる段階になったこと、換言すれば藩主の専制化と関連すると指摘するが（前掲書『近世大名家の権力と領主経済』六七～六八頁、七三頁）、これは権力構造の問題だけではない。本稿註（57）参照。

(22) 前掲『豊前小倉御侍帳』。

(23) 宮崎克則氏は元和八年、田川郡蔵入地（大名直轄領）の村々が高免に反対した事例を検証して「この一件から、免決定の権限は郡奉行にあり」と指摘している（前掲書『大名権力と走り者の研究』九七～一〇〇頁）。

(24) 豊津町史編纂委員会編『豊津町史』上巻（豊津町、一九九八年）七七四頁、第8表参照。

(25) 「日帳」寛永四年二月一七日条。『福岡県史』近世史料編『細川小倉藩（一）』二九四頁。

(26) 「日帳」寛永七年二月三日条。『福岡県史』近世史料編『細川小倉藩（三）』六二頁。

(27) 「日帳」寛永五年九月朔日条。『福岡県史』近世史料編『細川小倉藩（二）』七一頁。

(28) 『豊前国仲津郡国作永大庄屋日記』寛政一二年九月一日条（半田隆夫校訂解説『豊津藩 歴史と風土』第一輯、豊津町、一九九〇年、三七八頁）など。

(29) 「日帳」寛永元年八月二日条。『福岡県史』近世史料編『細川小倉藩（一）』一一頁。

(30) 「日帳」寛永七年二月二日条。『福岡県史』近世史料編『細川小倉藩（三）』六九頁。

(31) 「日帳」寛永七年一〇月二八日条。『福岡県史』近世史料編『細川小倉藩（三）』五八頁。

(32) 行政単位としての「捌」（手捌）については松本前掲「近世初期細川藩における農村支配」参照。なお吉村豊雄氏は、幕府領一万七二六〇石（豊後速見郡湯布院・横灘）を預かる幕府代官でありかつ細川氏最大の給人でもある松井氏（豊後速見郡「木付廻」と国東郡内に二万五〇〇〇石）が、「代官所」と「捌分」の二つの行政区画を持ち、前者が松井氏の「御蔵納」および預りの幕府領の一部に設定された代官の管轄区画であり、後者の「捌分」は松井氏の支配領域（知行地・預り地）全域にわたって設定された区画、と推測する（前掲書『近世大名家の権力と領主経済』七三）

七八頁)。

(33) 『豊津町史』上巻、一〇〇八〜九頁。なお松本寿三郎氏は手永の初見を慶長十九年の「下毛郡伴天連門徒御改帳」とするが豊後国速見郡では元和元年でも手永がみえないとする(松本前掲「近世初期細川藩における農村支配」五〜六頁)。

(34) 賀川光夫監修『宇佐市史』上巻(宇佐市史刊行会、一九七五年) 広崎文書。

(35) 『豊津町史』上巻、七七六頁、第2表。

(36) なお細川氏は走り者の帰国政策や他領走り者の受け入れ、さらにその基盤としての耕地開発など、人口増加策を積極的に推進している(宮崎前掲書「大名権力と走り者の研究」一九七〜二〇〇頁)。人畜改帳作成はそのような政策と連動して捉えられよう。

(37) 速見前掲「近世初期の家数人数改と役家について」。

(38) 細川小倉藩領にかかわる人畜改帳の年次的分類をされた永尾正剛氏は、改帳には慶長一四年・同一六年と元和八年のものが存在し、慶長期のそれが幕府領も含めた細川氏の重臣松井康之の支配地域(豊後国速見郡内)に限られること、また慶長期改帳が松井文書(熊本大学付属図書館蔵)所収に対し元和八年改帳が藩主関係史料からなる永青文庫(熊本大学付属図書館蔵)所収であることから、慶長期改帳が大名細川氏の施策の結果を示すものではない可能性を示唆する(前掲「細川小倉藩人畜改帳の考察」)。

(39) 『北九州市史』近世編、一七六頁。

(40) 田川市史編纂委員会『田川市史』上巻(田川市、一九七四年) 五〇九〜五一頁。

(41) 『藩譜便覧附録 一二』『豊前叢書』第三巻)。

(42) 清原好嗣氏所蔵文書。『豊津藩』・風土と歴史』第二輯所収。

(43) この点、永尾正剛氏は全郡の人畜改帳分析を視野に、①村帳簿、②手永帳簿、③郡帳簿(郡目録)、④総郡帳簿(総目録)の四段階に分かれ、「手永帳簿の中に村帳簿の記載様式をその儘窺うことが可能」であり、「手永によって帳簿の作成方法に違いがあり、さらに郡帳簿は手永帳簿をそのまま踏襲するのではなくて、集計方法に操作を加えている」とし、「全都規模で統一様式を取るのは最終の総目録においてであり、それまでは各郡で様式は異なり、しかも調査・

- 集計方法は手永単位で異同を見せる」と指摘する（永尾前掲「細川小倉藩人畜改帳の考察」六二―七七頁）。
- (44) 米津前掲「初期小倉藩の石高に関する若干の考察」。
- (45) 有馬学監修『歴史地名大系 福岡県地名』（平凡社、二〇〇四年）。
- (46) 伊東尾四郎編『京都郡誌』京都郡役所、一九一八年）一二頁。
- (47) 七月二三日付。大友家文書録（『大分県史料』三十二）。
- (48) 前掲『京都郡誌』。
- (49) 『御奉行奉書抄出 一』（永青文庫）。
- (50) 「庄屋百姓等申状案並惣奉行等用状案」。『福岡県史 近世史料編』細川小倉藩（三）二五四―六頁。
- (51) 前掲『熊本県史料』近世篇第一。
- (52) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 小倉藩人畜改帳』二（東京大学出版会、一九五七年）所収、元和八年六月十二日「豊前国仲津郡人畜改帳」。
- (53) 上知については註(69)参照。
- (54) 元和七―九年「立御耳工事目安之写帳・相済申工事目安之写帳」（永青文庫）。宮崎前掲書『大名権力と走り者の研究』二二―九頁参照。
- (55) 吉村前掲書『近世大名家の権力と領主経済』六六頁。
- (56) 『綿考輯録』第四卷（出水神社、一九八九年）五六頁。
- (57) 吉村豊雄氏は先述した郡奉行への支城主クラスの重臣就任の背景は、このような給人・代官を郡域規模で統括するため、知行地・蔵入地を越えた広域行政に当たらせたとする。しかし指摘したように郡奉行就任者は漸次、いわば実務吏僚としての中層家臣が就任するようになっていく。この点を代官制や地方知行制の変容の問題をも含め検討する必要があるが、吉村氏は「藩による給人知行地⇨知行物成の管理体制は手永⇨惣庄屋のもとで可能」になり、二―三〇〇石取の中層家臣が郡奉行に就くようになると、「藩主の意志決定のもとで郡奉行・代官⇨手永⇨惣庄屋制による地方行政体制が確立」と述べる（前掲書『近世大名家の権力と領主経済』八九頁）。
- (58) 「御印それ〳〵相渡候扣」（永青文庫）。

- (59) 仲津郡木山村助三郎は元和六年に年貢未進があり、同村庄屋を請人として小倉の瓦焼き作介所へ奉公にでて前払給金一石三斗を年貢に立て替えている（『立御耳工事目安之写帳・相済申工事目安之写帳』永青文庫）。宮崎前掲書『大名権力と走り者の研究』一一三頁参照。
- (60) なおこの報告書をめぐっては宮崎前掲書『大名権力と走り者の研究』一〇五〜七頁参照。
- (61) 全六ヶ条。『福岡県史 近世史料編』細川小倉藩（三）二五四〜七頁。
- (62) 寛永二年「覚書」四月四日条（永青文庫）。
- (63) 寛永三年「奉書」二月九日条（永青文庫）。宮崎前掲書『大名権力と走り者の研究』一一〇三頁参照。
- (64) 『綿考輯録』第二卷、四二二頁。
- (65) 『細川家史料』二、寛永元年四月七日付、細川忠利宛細川忠興書状。
- (66) 『綿考輯録』第四卷、九六頁。
- (67) 『北九州市史』近世、九三頁。
- (68) 『綿考輯録』第四卷、一〇九頁。
- (69) なお給人が経済的困窮から知行地を一時的に藩の管理下におく上知が細川小倉藩でみられ熊本転封後も継続される（宮崎前掲書『大名権力と走り者の研究』第三章第二節）。この上知は家臣側の申請によるものでまた知行地の召上ではない。しかしその期間は蔵入地同前の支配となり、給人の知行地支配の権限に漸次影響を及ぼしたと考えられる。
- (70) 「藩輔」と「藩国」という藩概念については前掲拙著『藩国と藩輔の構図』参照。
- (71) 吉村豊雄氏はこの時期の知行制改革の方向性を物成詰の知行制として家臣団の再生産過程に対する藩主の管理・保障問題と捉え、これは藩主専制化の動きと連動するとみる（前掲書『近世大名家の権力と領主経済』所収の第一部第二章「初期大名家の権力編成」および第二部「知行制と領主経済」各章）。恣意の規制と家臣団の再生産問題はいわば武士集団の各階層における公儀化（幕藩領主の構成員化）の動きのなかでトータルに考えるべき問題であろう。
- (72) このような観点から、いわゆる賤民身分や障害者の問題に關しトータルな考察を試みた論考はないようであるが、例えば生瀬克己『近世の障害者関係史料集成』（明石書店、一九九六年）掲載の史料群はかかる見通しに示唆を与えてくれる。

(73)

深谷克己『百姓成立』（塙書房、一九九三年）、倉地克直『近世の民衆と支配思想』（柏書房、一九九六年）、伊藤忠士『近世領主権力と民衆』（吉川弘文館、一九九六年）など参照。